



トピックス

2020年6月29日

驚くべき香港：感染抑止に成功、しかし「国家安全法」が次の試練に

模範的な対策で感染を抑止

活気あふれる国際都市・香港は、しばしば驚くべきことをやってのけます。中でも、昨年の民主化運動です。また、新型コロナウイルス対策でも驚くべき有能さを発揮し、これをほぼ抑え込んでいます。

香港の場合、このウイルスによる犠牲者が爆発的に増えても、不思議ではありません。発生地とされる中国本土に隣接している上、人口密度や高齢化率が高いからです。にもかかわらず、早期の入境規制、検査などが功を奏し、死亡者は、現時点で7人です(人口100万人あたりでは、東京都の約25分の1)。

昨年の「逃亡犯条例」改正案は撤回

しかし、ウイルス危機が小康状態となった結果、香港につきまとう問題が再燃しています。欧米流の政治的自由を享受したい香港民主派と、統制を強めたい北京・香港両政府との対立、という問題です。

昨年、香港政府は「逃亡犯条例」を改正しようとしていました。香港に逃げた犯罪容疑者の本土への引き渡しを可能にする、というものです。しかしこれは、反体制派を不当に拘束する口実を、北京政府に与えかねません。そのため大規模なデモが続き、驚くべきことに10月、改正案の撤回に至らしました。

しかし「国家安全法」は近々成立か

民主化運動はその後も続きましたが、今年1月以降、鎮静化しました。コロナウイルス対策としての集会制限を、民主派も尊重したのです。しかし感染の落ち着きに伴い、運動復活の動きがみられます。

こうした中、北京政府がいま急いで香港に課そうとしているのが、「国家安全法」です。それが成立すれば(6月末の見込み)、香港の治安維持に関し、北京政府の権限が強化されます。同法の狙いは、国家の分裂や体制の転覆を阻止する、というのですが、民主派の抑圧に使われる恐れも無くはありません。

民主化より経済の立て直しを

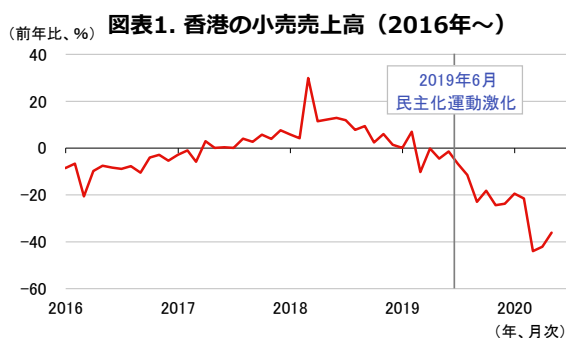
香港の独立性という観点に立てば、「国家安全法」は、「逃亡犯条例」以上に注視すべきものと言えます。しかしながら、昨年に比べると現在の民主化運動は盛り上がりや欠き、規模も大きくありません。

昨年の政治混乱、今年のウイルス危機で、香港経済はこの1年間、不振にあえいでいます(図表1)。そのため、経済の立て直しを優先すべきとの認識が、市民や企業の中で増えているのが実状です。香港に拠点を置く海外企業も、「国家安全法」への賛意を相次いで表明しています(二つの英系大手銀行など)。

金融市場は民主化運動に冷淡だか・・・

一方、米政権はこの法を強く非難し、香港に認めている貿易上の優遇措置を見直す、と圧力をかけています。しかしそれは、香港に所在する米企業にも打撃を与えるため、優遇措置の撤廃は非現実的です。

よって香港の国際的地位は、堅持されるでしょう。また「国家安全法」は、過激なデモを防ぎ、経済の安定に資するかもしれません。そうした観測もあり、香港株は、底堅い動きを示しています(図表2)。ただ、そんな楽観を打ち砕く民主化運動が再燃し、世界を再び驚かせる可能性も、皆無ではありません。



(チーフエコノミスト 辻 佳人)



しんきんアセットマネジメント投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号
 Shinkin Asset Management Co., Ltd 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
 〒104-0031東京都中央区京橋3丁目8番1号 URL: <http://www.skam.co.jp>

<本資料に関してご留意していただきたい事項>

- ※本資料は、ご投資家の皆様に投資判断の参考となる情報の提供を目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものでありますので、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
- ※特定ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より当該ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ又は同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。

【お申込みに際しての留意事項】

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

また、投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■投資信託に係る費用について

(お客様に直接ご負担いただく費用)

- ◆ ご購入時の費用・・・購入時手数料 **上限 3.3%(税抜 3.0%)**
- ◆ ご換金時の費用・・・信託財産留保額 **上限 0.3%**

(保有期間中に間接的にご負担いただく費用)

- ◆ 運用管理費用(信託報酬)・・・純資産総額に対して、**上限年率 1.628%(税抜年率 1.48%)**
- ◆ その他の費用・・・監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、有価証券売買時の売買手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客様が間接的に支払う費用として、当該ファンドの資産から支払われる運用管理費用、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。投資信託に係る上記費用(手数料等)の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、しんきんアセットマネジメント投信が運用する全ての投資信託のうち、ご負担いただくそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくお読みください。

- ※「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延又は中断に関して責任を負いません。
- ※東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ※東証REIT指数は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など、東証REIT指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。